

全国健康保険協会業績評価シート

(平成30年度)

3. 船員保険

令和元年 9 月26日



全国健康保険協会
船員保険

3. 船員保険

(1) 基盤的保険者機能関係

① 保険給付等の業務の適正な実施

事業計画

- 職務外の事由による傷病手当金等の給付、職務上の事由による休業手当金の上乗せ給付及び独自給付、経過措置として協会が支給することとされた職務上の事由による年金、新たな特別支給金などの支払いを正確かつ迅速に実施する。
- 不正の疑いのある事案については、実地調査等を実施し、給付の適正化を図る。
- 下船後の療養補償について、医療機関等に療養補償証明書を提出したときは、当該療養補償証明書を船員保険部に提出する必要があること等、加入者や船舶所有者等に対し、適切な申請がされるよう周知を図る。

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】S:平成30年度計画(以下、「計画」という。)を大幅に上回る成果を得ている A:計画を上回る成果を得ている

B:計画を概ね達成している C:計画を達成できていない D:計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

自己評価：A

【自己評価の理由】

- 申請内容に疑義が生じた場合に、被保険者本人や担当医師への照会、船員保険部の審査医師に対する意見の求めなどを行い、職務外の事由による傷病手当金等の給付等を正確かつ迅速に実施した。
- 被保険者及び船舶所有者に対して、療養補償の適正な受診について周知した。
- このほか、被保険者等の利便性の向上のため、療養補償証明書の様式を見直した。

※3部複写様式 ⇒ 4部複写様式（調剤薬局への提出、転院の場合を勘案）

- 事業計画に記載の事項について着実に実施したほか、様式の見直しの工夫を行ったことから、自己評価は「A」とする。
なお、実地調査を必要とする申請はなかった。

3. 船員保険

(1) 基盤的保険者機能関係

① 保険給付等の業務の適正な実施

【事業計画の達成状況】

i) 現金給付に関する適切な審査の実施(事業報告書 P14)

- 30年度の審査総件数15,636件※のうち、担当医師に386件、審査医師に38件の照会等を行い、支給要件を満たしていないと判断した17件について申請を却下した。 ※柔道整復施術療養費を除く。

ii) 不正の疑いのある事案に対する実地調査(事業報告書 P14)

- 適用(制度への加入や報酬等)に関する不正請求が疑われる案件については、選定基準を設けて日本年金機構への照会や船舶所有者への立入調査を行うこととしているが、30年度においては調査を必要とする申請はなかった。

iii) 下船後の療養補償に関する周知(事業報告書 P14)

- 療養補償証明書が船員保険部に提出されていない方のレセプト請求があった場合は、船舶所有者への督促及び医療機関等への照会を行うこととしており、30年度は船舶所有者に553件の督促、医療機関等に443件の照会を行った。

30年度は、これらの督促等によるものも含めて9,175件の申請があり、そのうち不承認と判断した申請は、令和元年6月末時点で114件(約1.2%)だった。(29年度は約2.4%)

3. 船員保険

(1) 基盤的保険者機能関係

② 効果的なレセプト点検の推進

事業計画

- 東京支部との連携の下、資格点検及び外傷点検を効率的に実施するとともに、点検効果額の引き上げを図るために内容点検業務の外部委託を実施する。

【KPI】

- 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上(0.35%以上)

(※) 査定率 = レセプト点検により査定(減額)した額 ÷ 船員保険の医療費総額

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】 S: 平成30年度計画(以下、「計画」という。)を大幅に上回る成果を得ている A: 計画を上回る成果を得ている

B: 計画を概ね達成している C: 計画を達成できていない D: 計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

自己評価 : S

- 平成30年度のKPIの実績: 査定率 0.35%

【自己評価の理由】

- 資格点検については、資格喪失後受診の疑いのあるレセプトの照会等を2,703件、外傷点検については、対象者へ負傷原因の照会を441件行うなど、効率的に実施した。なお、内容点検の外部委託化により、ガバナンスを発揮し更なる効果額向上等を図るため、資格点検等すべてのレセプト点検業務を31年1月に東京支部から船員保険部に移管した。
- 内容点検については、29年11月からすべてを外部委託により実施した。

＜内容点検効果額＞	29年度		30年度
総 額	約9百万円	⇒	約12百万円
加入者1人当たり	72円	⇒	102円

- KPIについては、達成できた。

＜査定率＞	29年度		30年度
	0.35%	⇒	0.35%

※ 支払基金による内容点検効果額は、29年度と比較して5百万円減の55百万円

- 支払基金の査定効果額が大幅にマイナスとなったなかでKPIを達成したことに加え、加入者1人当たりの内容点検効果額は29年度を大幅に上回る成果が得られたことから、自己評価は「S」とする。

3. 船員保険

(1) 基盤的保険者機能関係

② 効果的なレセプト点検の推進

【事業計画の達成状況】(事業報告書 P15～17)

【単位:百万円】

	27年度	28年度	29年度	30年度	増減
加入者全体の内容点検効果額	62	73	68	67	▲1
船員保険再審査	11	11	9	12	4
支払基金一次審査	51	61	60	55	▲5
診療報酬請求金額	19,015	19,712	19,544	19,127	▲417
請求金額に対する査定効果額割合	0.32%	0.37%	0.35%	0.35%	+0.00%

※支払基金一次審査の診療内容等査定効果額及び診療報酬請求金額は支払基金ホームページの統計情報を使用している。

※端数整理のため、計数が一致しない場合がある。

【加入者1人当たり点検効果額】

【単位:円】

	27年度	28年度	29年度	30年度
内容点検※	85	93	72	102
資格点検	2,273	2,548	2,296	2,218
外傷点検	325	228	269	258

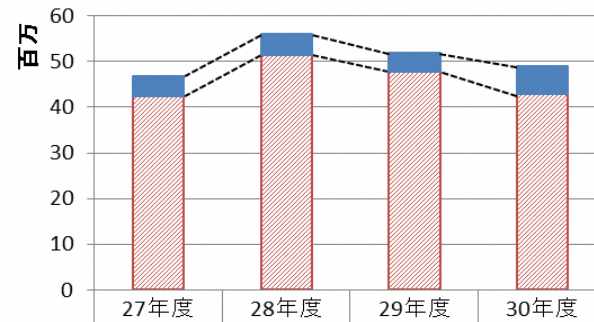
※保険者のレセプト点検を経て支払基金へ再審査請求が行われたレセプトのうち、支払基金で査定され、保険者の支払金額が確定したものを集計したもの。

3. 船員保険

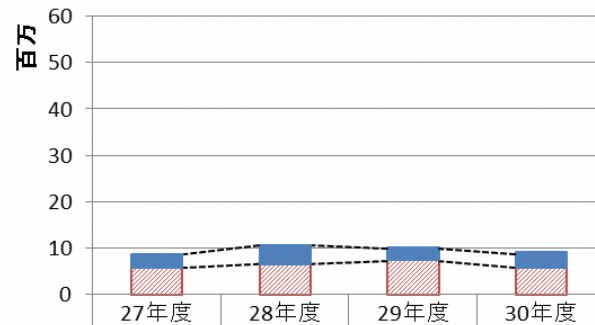
(1) 基盤的保険者機能関係

② 効果的なレセプト点検の推進

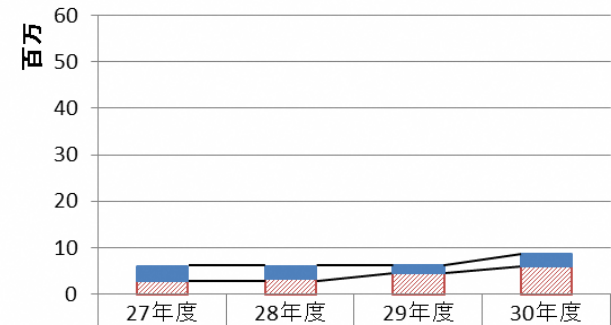
単月点検



突合点検



縦覧点検



3. 船員保険

(1) 基盤的保険者機能関係

③ 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

事業計画

- 柔道整復施術療養費について、多部位かつ頻回の施術が行われている申請等に加え、長期受診となっている申請に対する文書照会等を実施するなど、適正受診の促進を図るとともに、不適切な申請事例については厳格に対応する。

【KPI】

- 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下(0.90%以下)

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】S:平成30年度計画(以下、「計画」という。)を大幅に上回る成果を得ている A:計画を上回る成果を得ている

B:計画を概ね達成している C:計画を達成できていない D:計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

自己評価 : A

- 平成30年度のKPIの実績: 施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請割合 0.87%

【自己評価の理由】

- 29年度に比べ約2割多い件数の文書照会、照会の際の適正利用に関するチラシ配付、関係団体の機関誌等を利用した広報を行い、適正受診を促進し、申請件数、支払総額が減少した。

- KPIについては、達成できた。

29年度 30年度

0.90% ⇒ 0.87%

- KPIを達成したことに加え、申請件数及び支払総額についても減少したことから、自己評価は「A」とする。

【事業計画の達成状況】(事業報告書 P17)

- 30年度は、29年度よりも142件多い766件の照会を行い、令和元年6月末時点で504件の回答があり、回答率は65.8%であった。
- 30年度の1件当たりの支払金額は4,095円となり29年度と比べて45円増加したが、申請件数は32,877件で29年度と比べて2,037件減少し、支払総額についても約135百万円となり29年度と比べて約7百万円減少した。30年度の文書照会に要する費用は約0.2百万円(印刷費用及び郵送費用)であり、一定の効果が認められる。
- なお、多部位かつ頻回受診の施術の申請割合は29年度を0.03ポイント下回り、0.87%となったが、1年以上の長期受診の施術の申請割合は29年度を0.50ポイント上回り、6.88%となった。

3. 船員保険

(1) 基盤的保険者機能関係

④ 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進

事業計画

- 日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、協会から保険証未回収者に対する返納催告を行う。
- 不適正に使用された医療費等を早期に回収するため、資格喪失後受診等により発生する返納金債権等については、文書等による催告や支払督促等の一連の手続きにより早期かつ確実な回収に努める。

【KPI】

- 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上(84.6%以上)とする
- 返納金債権(資格喪失後受診に係るものに限る。)の回収率を対前年度以上(64.14%以上)とする
- 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下(0.087%以下)とする

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】S:平成30年度計画(以下、「計画」という。)を大幅に上回る成果を得ている A:計画を上回る成果を得ている

B:計画を概ね達成している C:計画を達成できていない D:計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

自己評価 : A

○平成30年度のKPIの実績:保険証回収率 89.0%、返納金債権回収率 56.95%、資格喪失後受診に伴う返納金割合 0.071%

【自己評価の理由】

- 日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に返納催告を行った。
- 文書等による納付催告、裁判所への支払督促等により、発生した債権の回収額は約89百万円(対前年度約3百万円増)となった。
- KPIについては、2項目について達成した。

	29年度		30年度
・資格喪失後1か月以内の保険証回収率	84.6%	⇒	89.0%(達成)
・医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合	0.087%	⇒	0.071%(達成)
・返納金債権の回収	64.14%	⇒	56.95%

※ 未達理由 29年度は特に高額な債権を保険者間調整により
収納したことによるもの

- KPI 2項目について達成したほか、債権回収額も29年度を上回ったことから、自己評価は「A」とする。

3. 船員保険

(1) 基盤的保険者機能関係

④ 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進

【事業計画の達成状況】

i) 保険証回収の強化(事業報告書 P17)

- 30年度から、被保険者や被扶養者の資格を喪失した際に保険証を返却されていない方に対して、日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内(29年度までは1か月以内)に返納催告を行うこととした。その結果、資格喪失後1か月以内の保険証回収率は29年度を4.4ポイント上回り89.0%となった。
- また、保険証の誤使用防止を図るため、一部の船舶所有者や船員保険事務組合に対して、退職される方の保険証の早期回収をお願いするチラシを送付した。
- 30年度中に資格喪失した方の令和元年7月末時点の保険証回収率は、96.2%であった。
- このような取組の効果もあり、医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合は29年度を0.016ポイント下回り、0.071%となった。

ii) 返納金債権等の早期かつ確実な回収(事業報告書 P18)

- 発生した債権について、文書等による納付催告を半年以内に複数回実施するとともに、催告後も納付が確認できない高額債務者(債権額5万円以上)に対しては、裁判所へ督促を申し立てる支払督促を行った。
- 30年度の収納額は29年度を約3百万円上回る約89百万円、30年度末の債権残高は、債権整理を進めたこともあり、29年度末より約25百万円少ない約138百万円となった。

【(返納金債権に関する実績)】

【単位:百万円】

	28年度	29年度	30年度
調定額(過年度分を含む。以下同様)	352	319	247
収納額	84	86	89
保険者間調整による収納額(再掲)	1	7	2
欠損額	33	69	20
債権残高	234	163	138
当年度発生債権の収納率	82.4%	83.0%	80.2%
支払督促実施件数	5件	11件	15件

※「当年度発生債権の収納率」とは、当年度に発生した債権のうち、当年度中に回収した金額(年度末時点)の割合。

3. 船員保険

(1) 基盤的保険者機能関係

④ 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進

○ 一方、資格喪失後受診に係る返納金債権については、保険証の早期回収等により、債権発生金額は29年度を約4百万円下回る約13百万円となったが、回収率は57.0%であり、29年度と比較し7.1ポイント下回った。29年度を大きく下回ったのは、29年度は特に高額な債権を保険者間調整により収納したことによるものである。

【返納金債権(資格喪失後受診に係るものに限る。)に関する実績】

【単位:百万円】

	28年度	29年度	30年度
調定額(当年度分のみ。以下同様)	12	17	13
収納額	7	11	8
保険者間調整による収納額(再掲)	0.03	5	1
当年度発生債権の収納率	58.2%	64.1%	57.0%

※「保険者間調整」とは、資格喪失後受診等により発生した債権について、協会と国民健康保険との間で返納金と給付金を直接精算する方法。

※「当年度発生債権の収納率」とは、当年度に発生した債権のうち、当年度中に回収した金額(年度末時点)の割合。

3. 船員保険

(1) 基盤的保険者機能関係

⑤ サービス向上のための取組

事業計画

- 加入者等のご意見や苦情等を迅速に業務に反映するよう、お客様満足度調査を実施し、船員保険部内に設置したサービス向上委員会においていただいたご意見等の改善等に向けた検討を行うなど、更なるサービスの向上を図る。
- 職務外給付は、サービススタンダード(申請の受付から給付金の振込みまでの期間:10営業日)の状況を適切に管理し、年間を通じ100%の達成を目標に着実に実施する。
- 保険証の交付は、資格情報等の取得後、速やかに発行する。(情報取得から送付までの平均日数:3営業日以内)

【KPI】

- サービススタンダードの達成状況を100%とする
- 保険証の3営業日以内の発行を100%とする

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】S:平成30年度計画(以下、「計画」という。)を大幅に上回る成果を得ている A:計画を上回る成果を得ている

B:計画を概ね達成している C:計画を達成できていない D:計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

自己評価 : A

○平成30年度のKPIの実績: サービススタンダード達成状況 99.97%、保険証の3営業日以内発行 100%

【自己評価の理由】

- お客様満足度調査について、30年8月から31年3月にかけて実施し(送付数5,235名、回答数524名)、いただいた意見等を踏まえ、申請書の見直しを検討した。
- KPIについては、1項目について達成した。
 - ・サービススタンダードの達成状況: 99.97% ※ 未達理由 2件の処理遅延が発生したことによるもの
 - ・保険証の3営業日以内の発行 : 100%(達成)
- 30年度のサービス向上のための取組は高い水準を維持していることから、自己評価は「A」とする。

3. 船員保険

(1) 基盤的保険者機能関係

⑤ サービス向上のための取組

【事業計画の達成状況】

i) お客様満足度調査の実施(事業報告書 P18)

- 疾病任意継続被保険者の保険証や、傷病手当金・高額療養費・休業手当金の支給決定通知書を送付する際にアンケートはがきを同封し、お客様満足度調査を実施した。(30年8月～31年3月実施:送付数5,235名、回答数524名)
- また、30年度の調査では、満足度についての選択項目のほか、「申請書や記入例の中でわかりづらい点や見づらい点」についての自由記載欄を新設したが、「もう少し字が大きかったら見やすい」、「高額療養費申請書の受診した医療機関名を書く欄が3件のみでは少ない」等の具体的なご意見が寄せられた。これらのご意見を踏まえ、翌年度の実施を目途に、申請書の見直しの検討を行った。

【30年度お客様満足度調査結果(全体)】

	28年度	29年度	30年度
事務処理に要した期間に対する満足度	85.0%	80.3%	82.1%
手続き方法に対する満足度	92.3%	86.9%	91.4%
職員の応接態度に対する満足度	95.8%	95.3%	96.5%
サービス全体としての満足度	88.6%	82.8%	83.8%

ii) サービススタンダードの達成(事業報告書 P20)

- 職務外給付のサービススタンダードについては、30年度の年度を通じた達成率は99.97%であった。サービススタンダードの対象である傷病手当金の申請を、誤ってサービススタンダードの対象外である他の給付申請書類として受付していたことにより、2件の処理遅延が発生したことが原因であるが、再発防止策として、受付書類の種類・件数の確認を複数名で行うよう改善した。
- 保険証発行のサービススタンダードについては、年度を通じた達成率は100%であった。(平均所要日数は2.00日(疾病任意継続被保険者は2.02日))

3. 船員保険

(1) 基盤的保険者機能関係

⑥ 高額療養費制度の周知

事業計画

- 高額療養費の支給決定通知書に、限度額適用認定の利用をご案内するチラシを同封する等、限度額適用認定証の更なる利用促進を図るとともに高額療養費の未申請者に対し、支給申請の勧奨を行う。

【KPI】

- 高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を80%以上とする

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】S:平成30年度計画(以下、「計画」という。)を大幅に上回る成果を得ている A:計画を上回る成果を得ている

B:計画を概ね達成している C:計画を達成できていない D:計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

自己評価 : B

- 平成30年度のKPIの実績:限度額適用認定証使用割合 75.9%

【自己評価の理由】

- 限度額適用認定証の広報の積極的实施、医療機関の窓口への申請書の設置等により、限度額適用認定証の更なる利用促進を図った。 ※ 限度額適用認定証の交付枚数:4,397枚(対前年度2.3%増)
- 高額療養費が未申請の方に対する勧奨案内のサイクルを短縮し、29年度より696件多い3,003件の勧奨を行った。
- KPIは達成できなかったが、限度額適用認定証の利用は着実に進んでいることから、自己評価は「B」とする。

3. 船員保険

(1) 基盤的保険者機能関係

⑥ 高額療養費制度の周知

【事業計画の達成状況】(事業報告書 P20)

- 限度額適用認定証の説明のためのチラシを作成し、高額療養費の支給決定通知書やジェネリック医薬品軽減額通知、医療費のお知らせに同封したほか、関係団体の機関誌等に掲載していただいた。
- 限度額適用認定証の利用割合が低い医療機関を選定し、限度額適用認定申請書や案内チラシを30の医療機関の窓口に設置していただいた。(30年度中に医療機関に設置された申請書を使用した申請は62件)
- このような取組を行った結果、30年度の限度額適用認定証の交付枚数は4,397枚となり、29年度と比較して97枚増加したが、限度額適用認定証の使用割合は、29年度を3.3ポイント下回り75.9%となった。限度額適用認定証の利用件数は増加したものの、未申請の方に対する勧奨案内のサイクルを、これまで受診月から1年後に勧奨していたところを徐々に期間を短縮し、受診月から半年後に勧奨したことで、現金給付の件数がそれ以上に増加したことが要因の一つである。
- 高額療養費が未申請の方に対して、30年度は、これまで受診月から1年後に勧奨していたところを徐々に期間を短縮し、受診月から半年後に勧奨するようにしたことで、30年度は29年度より696件多い3,003件の勧奨を行った結果、令和元年6月末時点で2,259件の提出があり、提出率は29年度よりも1.3ポイント高い75.2%となった。

3. 船員保険

(1) 基盤的保険者機能関係

⑦職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付等の申請勧奨

事業計画

- 厚生労働省より船員に係る労災保険の給付データの提供を受け、職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付や特別支給金等の未申請者に対する申請勧奨を実施し、その着実な支給を図る。

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】S:平成30年度計画(以下、「計画」という。)を大幅に上回る成果を得ている A:計画を上回る成果を得ている

B:計画を概ね達成している C:計画を達成できていない D:計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

自己評価 : A

【自己評価の理由】

- 休業手当金については、申請にあたって原則、添付書類の提出が必要であるが、勧奨の際は、添付書類の省略が可能であることをご案内するとともに、申請の動機づけの観点から、支給総額でお知らせした。

※ 30年度に申請勧奨を行った休業手当金の申請率 69.5%(対前年度13.7ポイント増)(令和元年6月末時点)

- 障害年金等・遺族年金等については、101件、休業特別支給金・障害特別支給金・遺族特別支給金については、343件、経過的特別支給金について38件の申請勧奨を行った。

※ これらについての申請率: 89.4%(対前年度4.7ポイント減)(令和元年6月末時点)

- 休業手当金については、29年度を上回る申請率となったことから、自己評価は「A」とする。

3. 船員保険

(1) 基盤的保険者機能関係

⑦職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付等の申請勧奨

【事業計画の達成状況】(事業報告書 P21～22)

【上乗せ給付等の申請勧奨実績※】

【単位:件】

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
休業手当金	775	653	286	251	266
障害年金等	160	134	108	84	98
遺族年金等	13	7	8	13	3
休業特別支給金	319	408	402	300	317
障害特別支給金	50	33	33	25	22
遺族特別支給金	9	10	4	12	4
経過的特別支給金(障害)	68	48	41	40	29
経過的特別支給金(遺族)	15	10	4	15	9

【特別支給金の支給実績】

【単位:件、百万円】

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
休業特別支給金	件数	473	583	539	517	526
	金額	73	101	92	66	56
障害特別支給金	件数	96	75	79	110	123
	金額	36	27	23	27	22
遺族特別支給金	件数	134	175	200	220	331
	金額	36	20	18	29	18
経過的特別支給金(障害)	件数	58	48	39	44	24
	金額	18	18	22	27	20
経過的特別支給金(遺族)	件数	14	11	2	18	10
	金額	36	32	3	52	26

注1)「休業特別支給金、障害特別支給金及び遺族特別支給金」は、労災保険の給付を補完するため、労災保険の休業補償給付、障害補償年金及び遺族補償年金等の算定における給付基礎日額を月額換算した額が船員保険の標準報酬月額より1等級以上低い場合など、一定の要件に該当する場合に支給するもの。

注2)「経過的特別支給金」は、労災保険の給付を補完するため、障害補償年金や遺族補償年金等の労災保険の給付を受けられる方で災害発生前1年間に於いて特別給与(賞与等)が支給されていないなど、一定の要件に該当する場合に支給するもの。

※ 厚生労働省から、毎月、申請勧奨及び支給に必要な労災保険給付の受給者情報の提供を受けているが、22年1月から24年8月までの間における受給者情報については26年6月に一括で提供を受け、27年8月までに勧奨したことから、26年度及び27年度の申請勧奨件数は、28年度以降と比較して多い。

3. 船員保険

(1) 基盤的保険者機能関係

⑧被扶養者資格の再確認

事業計画

- 高齢者医療費に係る拠出金等の適正化及び被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を図るため、被扶養者資格の再確認を、日本年金機構との連携の下、船舶所有者等の協力を得て、的確に行う。

【KPI】

- 被扶養者資格の確認対象船舶所有者からの確認書の提出率を対前年度以上(93.8%以上)とする

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】S:平成30年度計画(以下、「計画」という。)を大幅に上回る成果を得ている A:計画を上回る成果を得ている

B:計画を概ね達成している C:計画を達成できていない D:計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

自己評価 : A

- 平成30年度のKPIの実績:確認書提出率 94.1%

【自己評価の理由】

- 実施に当たっては、事前に船舶所有者へ周知案内のチラシを送付したほか、届出のない船舶所有者に対する督促等を行った。
- KPIについては、29年度を0.3ポイント上回る94.1%となり、達成できた。

- KPIを達成したことから、自己評価は「A」とする。

【事業計画の達成状況】(事業報告書 P22)

- 対象船舶所有者3,760に対し、被扶養者であった方が就職などにより勤務先で健康保険等に参加した場合に資格喪失の届出が未提出(二重加入)となっていないか、被扶養者資格の再確認を重点的に実施した。
- 船舶所有者に対する督促等により、届出率は29年度を0.3ポイント上回る94.1%となった。220人の被扶養者については、資格喪失の届出が未提出であり、このうち、10名の資格がない方に対して保険給付が行われていたことが確認できたほか、高齢者医療制度への納付金等約10百万円の適正化(削減)を図ることができた。

3. 船員保険

(1) 基盤的保険者機能関係

⑨ 福祉事業の着実な実施

事業計画

- 船員労働の特殊性等を踏まえ、無線医療助言事業の運営及び洋上救急医療事業の援護を行うとともに、船員のニーズ等を踏まえたきめ細やかな保養事業の実施を通じ、加入者等の福利厚生の向上を図る。
- 船員の健康と生命の安全を守る上で重要な役割を果たす無線医療助言事業及び洋上救急医療事業については外部委託機関と連携を図り、事業の円滑かつ着実な実施に努める。
- 保養事業については、利用実態等を踏まえ、必要な見直しの検討を行いつつ、利用者の増加に向けた広報を行うことなどにより事業の円滑かつ着実な実施に努め利用者の拡大を図る。

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】S:平成30年度計画(以下、「計画」という。)を大幅に上回る成果を得ている A:計画を上回る成果を得ている

B:計画を概ね達成している C:計画を達成できていない D:計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

自己評価：A

【自己評価の理由】

- 無線医療助言事業については、独立行政法人地域医療機能推進機構(横浜保土ヶ谷中央病院及び東京高輪病院)に委託し、また、洋上救急医療援護事業については、公益社団法人日本水難救済会に委託して、円滑かつ着実に実施した。
- 保養事業については、加入者や船舶所有者向けの広報チラシ、ホームページ、「船員保険のご案内」等に保養事業の利用について掲載したほか、30年度は新たに日本海事新聞の広告欄にも掲載するなどの広報を行った。
- 旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業について、対象施設の拡大等に向けた検討を行った。

※ 保養事業の利用宿泊数

12,556泊(対前年度422泊増)

旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業の利用宿泊数

1,544泊(対前年度471泊増)

- 要望の強い旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業について着実な進展がみられることから、自己評価は「A」とする。

3. 船員保険

(1) 基盤的保険者機能関係

⑨ 福祉事業の着実な実施

【事業計画の達成状況】(事業報告書 P23)

【福祉事業の実績】

		28年度	29年度	30年度	前年度比
無線医療助言事業(通信数)		932	980	1,060	80
	横浜保土ヶ谷中央病院	726	793	741	▲52
	東京高輪病院	206	187	319	132
洋上救急医療援護事業	出動件数	26	29	21	▲8
保養事業	利用宿泊数	12,292	12,134	12,556	422
	入浴利用数	18,358	19,449	18,395	▲1,054
契約保養施設利用補助事業	利用宿泊数	4,500	2,388	1,587	▲801
旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業	利用者数	689	771	938	167
	利用宿泊数	908	1,073	1,544	471

3. 船員保険

(1) 基盤的保険者機能関係

⑩ 健全な財政運営

事業計画(※)

- 中長期的な視点から、健全な財政運営に努める。
- 中長期的な船員保険財政等について、加入者や船舶所有者に対して情報発信を行う。

(※) 平成30年度事業計画に記載はないが、評価いただきたい項目

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】 S: 平成30年度計画(以下、「計画」という。)を大幅に上回る成果を得ている A: 計画を上回る成果を得ている

B: 計画を概ね達成している C: 計画を達成できていない D: 計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

自己評価 : A

【自己評価の理由】

- 2024年度までの黒字基調の中期的収支見通しのもとにおいて、被保険者数等の今後の動向や医療費の急増リスク等を勘案し、保険料率を設定した。(30年度と同率)
- 中長期的な視点から検証を行ったところ、被保険者の保険料負担軽減措置について、現状のままでは2024年度に財源が枯渇し、2024年度から2025年度にかけて、保険料率を本来水準に引き上げなければならない見込みとなったことから、この点について、事務局において問題提起を行い、船員保険協議会で議論を重ねた結果、2022年度から徐々に控除率を引き下げていくこととされた。
- 船員保険の決算状況等について、すべての被保険者及び船舶所有者に対し「船員保険通信」によって情報提供するとともに、ホームページにより情報発信した。
- 中長期的な視点から、保険料率の設定を行うとともに、財政状況等について適切に加入者や船舶所有者に情報発信を行ったことから、自己評価は「A」とする。

3. 船員保険

(1) 基盤的保険者機能関係

⑩ 健全な財政運営

【事業計画の達成状況】(事業報告書 P24～30)

船員保険の収支見込み(疾病保険分)

1) 疾病保険料率について

○ 疾病部門の財政収支については、現行の保険料率(10.10%)を据え置いた場合の2019年度(31年度)の収支見込みでは被保険者数0.1%増(57,500人)、平均標準報酬月額1.2%増(427,331円)、加入者一人当たり 医療給付費3.0%増(150,755円)と推計した結果、単年度収支は約45億円の黒字が見込まれた。

また、中期的収支見通しでも年々黒字額は縮小するものの、2024年度までは継続して黒字が見込まれた。

		2017年度(平成29年度)	2018年度(平成30年度)	2019年度(平成31年度)	備考
		(決算)	(平成30年12月時点での見込み)	(平成30年12月時点での見込み)	
収 入	保 険 料 収 入	30,764	30,955	31,305	疾病保険料率:9.6% (被保険者負担軽減分(0.5%)控除後)
	国 庫 補 助 等	2,941	2,941	2,941	
	雑 収 入 等	83	60	122	
	準 備 金 戻 入	1,596	1,610	1,628	
計		35,385	35,566	35,996	被保険者負担軽減分:0.5%
支 出	保 険 給 付 費	20,370	20,060	20,325	【2019年度(平成31年度)基礎係数】 被保険者数 57,302人(0.1%) 加入者数 118,430人(▲1.3%) 平均標準報酬月額 426,366円(1.1%) 加入者1人当たり医療給付費 147,108円(2.6%) 注:()内は対前年度比
	前 期 高 齢 者 納 付 金	3,059	3,099	2,868	
	後 期 高 齢 者 支 援 金	6,688	6,871	7,057	
	老 人 保 健 拠 出 金	0	—	—	
	退 職 者 給 付 拠 出 金	402	68	5	
	病 床 転 換 支 援 金	0	0	0	
	保 険 給 付 等 業 務 経 費	53	90	92	
	レ セ プ ト 業 務 経 費	13	20	20	
	そ の 他 業 務 経 費	18	40	41	
	一 般 管 理 費	443	588	652	
	雑 支 出 等	100	105	102	
	計	31,147	30,942	31,161	
単年度収支差		4,238	4,624	4,835	
準 備 金 残 高	被保険者保険料負担軽減のための繰入額を除いた収支差	2,642	3,014	3,207	
	備 金 残 高	29,286	32,300	35,506	
	被保険者保険料負担軽減分	10,206	8,596	6,968	
被保険者保険料負担軽減分を除く		19,080	23,703	28,538	

- 疾病部門の財政状況は現時点では比較的安定しているといえるが、事務局から、
- ① 減少傾向にあった被保険者数について、若年層の増加等により2015年度以降は対前年度比で微増となっている。将来の財政状況を左右する被保険者数等、特に年齢構成の変化の動向を見極めるための期間が必要であること
 - ② 医療費は年々増加傾向にあり、2015、2016年度は予期せず医療費が増大しており、今後も高額な新薬の保険適用や、入院医療費の動向等、医療費の急増リスクについて今後も注視していく必要があること
 - ③ 拠出金は、他制度の医療費を負担するという性質上、その拠出額は国(診療報酬支払基金)から提示されるものであり、協会において今後の拠出額を正確に見込むことは困難であるが、ベースとなる医療費は他制度においても増加しており、特に、高齢化の進展に伴う後期高齢者の医療費は、今後、益々増加していくと考えられること
- を留意事項として説明し、中長期的な観点から慎重な財政運営を図るとの観点から、2019年度の保険料率は2018年度と同率で据え置くこととした。

3. 船員保険

(1) 基盤的保険者機能関係

⑩ 健全な財政運営

2) 災害保健福祉保険料率について

- 災害保健福祉保険部門の財政収支については、現行の保険料率(1.05%)を据え置いた場合の2019年度の収支見込みでは約4億円の赤字が見込まれた。また、中期的収支見通しでも2024年度まで継続して約4億円の赤字が見込まれた。
- しかしながら、災害保健福祉保険部門については一定の準備金を保有しており、当面は準備金を取り崩して財政運営していくことが可能であることから、2019年度の保険料率は2018年度と同率で据え置くこととした。

船員保険の収支見込み(災害保健福祉保険分)

		2017年度(平成29年度)	2018年度(平成30年度)	2019年度(平成31年度)	備考
		(決算)	(平成30年12月時点での見直し)	(平成30年12月時点での見込み)	
収 入	保 険 料 収 入	3,318	3,343	3,385	災害保健福祉保険料率:1.05%
	国 庫 補 助	51	9	8	
	福 祉 医 療 機 構 国 庫 納 付 金 等	280	168	151	
	雑 収 入 等	38	28	27	
	計	3,686	3,547	3,572	
支 出	保 険 給 付 費	1,912	1,901	1,896	【2019年度(平成31年度)基礎係数】 被保険者数 58,715人(0.1%) 平均標準報酬月額 425,278円(1.1%) 注1:()内は対前年度比 注2:独立行政法人等被保険者及び後期高齢者医療被保険者1,413人を含んでいる。
	保 険 給 付 等 業 務 経 費	22	36	37	
	レ セ プ ト 業 務 経 費	4	2	2	
	保 健 事 業 経 費	555	921	896	
	福 祉 事 業 経 費	431	533	588	
	そ の 他 業 務 経 費	5	9	10	
	一 般 管 理 費	297	598	775	
	雑 支 出 等	9	9	9	
計		3,235	4,008	4,213	
単年度収支差		452	▲462	▲641	
準備金残高		18,540	17,627	16,986	

船員保険の収支見込み(介護保険分)

3) 介護保険料率について

- 介護保険料率については、年末に国から示される介護納付金の額を船員保険の介護保険第2号被保険者の総報酬額で除すことにより機械的に算出する仕組みとなっている。その結果、2019年度の介護保険料率は1.61%(前年と同率)と決定した。

		2017年度(平成29年度)	2018年度(平成30年度)	2019年度(平成31年度)	備考
		(決算)	(平成30年12月時点での見直し)	(平成30年12月時点での見込み)	
収 入	保 険 料 収 入	3,050	3,043	3,018	介護保険料率:1.61% 【2019年度(平成31年度)基礎係数】 被保険者数 28,816人(▲3.3%) 平均標準報酬月額 486,150円(2.5%) 注:()内は対前年度比
	国 庫 補 助 等	38	42	40	
	そ の 他	-	-	-	
	計	3,088	3,085	3,058	
支 出	介 護 納 付 金	3,189	3,094	3,042	【参考】介護保険料率の推移 (単位:%) 年度 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 (平成22) (平成23) (平成24) (平成25) (平成26) (平成27) (平成28) (平成29) (平成30) 料率 1.47 1.62 1.73 1.63 1.71 1.67 1.68 1.59 1.61
	雑 支 出	-	-	-	
	計	3,189	3,094	3,042	
単年度収支差		▲101	▲8	16	
準備金残高		4	▲4	12	

3. 船員保険

(2) 戦略的保険者機能関係

① データ分析に基づいた第2期船員保険データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画の着実な実施

事業計画

- 第1期船員保険データヘルス計画(27年度～29年度)の結果を踏まえ、PDCAサイクルを強化するとともに、船員保険の健康課題である「メタボリックシンドロームリスク保有率の減少」及び「喫煙率の減少」を引き続き取組の柱とした第2期船員保険データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画を着実に実施する。
- データ分析に基づき確認できた健康課題については、効果的かつ効率的な取り組みを行うことにより、加入者の行動変容や健康意識の醸成に繋げていく。
 - i) 特定健康診査等の推進
 - 健診受診率の向上のため、生活習慣病予防健診の個人負担無料化を実施する。
 - 船員保険被保険者の特性を踏まえ、前立腺がん検査をオプション検査項目として追加する。
 - 船舶所有者への船員手帳健康証明書データの提供依頼について、船員手帳健診受診後、早期に提供いただく取組を推進する。また、船員手帳健診実施機関から健診データをスムーズに提供を受けられるよう必要な環境を整備する。
 - 被扶養者に対する健診の実施に当たっては、地方自治体や支部と連携したがん検診との同時受診の推進により、受診率の向上を図る。
 - 【KPI】
 - 生活習慣病予防健診受診率を40%以上とする
 - 船員手帳健康証明書データ取得率を28%以上とする
 - 被扶養者の特定健診受診率を20%以上とする
 - ii) 特定保健指導の実施率の向上
 - 平成30年度からの制度見直しを契機とし、「健診当日に初回面談の分割実施」等を最大限に活用し、実施率の向上を図る。
 - 【KPI】
 - 被保険者の特定保健指導実施率を18%以上とする
 - 被扶養者の特定保健指導実施率を12%以上とする
 - iii) 船舶所有者と協働した加入者の健康づくり
 - 船舶所有者単位の健康課題(血圧、脂質等のリスク保有率、特定保健指導実施率等)を見える化した情報提供資料を用いて、自社船員の健康課題を認識していただき、併せて船舶所有者と協働した健康づくり事業をパイロット的に開始する。

3. 船員保険

(2) 戦略的保険者機能関係

① データ分析に基づいた第2期船員保険データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画の着実な実施

iv) 加入者の健康増進等を図るための取組の推進

- 生活習慣病の重症化予防を図るため、健診結果に応じたオーダーメイドの情報提供を通じて、健診受診者のうち生活習慣病等のリスクがある方に対して、医療機関への受診や特定保健指導の利用の勧奨を実施する。
- 喫煙者に対しては、禁煙支援に関する情報提供を行うとともに、禁煙支援の具体的な方法について整理、検討する。
- 船員の「こころの健康」を支援する取組の充実を図るため、メンタルヘルスに関する内容を加えた「出前健康講座」を開催する。
- 若いうちからの健康意識の醸成を図るため、船員養成校等に専門の講師を派遣し、特別講義を開催するなどして、若年層のヘルスリテラシーの向上に努める。
- 船員保険の健康づくり等の取組を広く発信するため、地方自治体等が開催する港イベント等に参加し、加入者等と接する機会を設けるとともに、地方自治体等との連携を深める。

【第3期特定健康診査等実施計画の実施目標】

(単位: %)

	2018 年度 (平成 30 年度)	2019 年度 (令和元年度)	2020 年度 (令和 2 年度)	2021 年度 (令和 3 年度)	2022 年度 (令和 4 年度)	2023 年度 (令和 5 年度)
特定健康診査	50	53	56	59	62	65
被保険者	68	71	74	77	80	82
生活習慣病 予防健診	40	42	44	46	48	50
手帳健診	28	29	30	31	32	32
被扶養者	20	23	26	29	32	35
特定保健指導	18	20	22	25	27	30
被保険者	18	20	22	25	28	31
被扶養者	12	14	16	18	20	22

3. 船員保険

(2) 戦略的保険者機能関係

① データ分析に基づいた第2期船員保険データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画の着実な実施

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】 S:平成30年度計画(以下、「計画」という。)を大幅に上回る成果を得ている A:計画を上回る成果を得ている

B:計画を概ね達成している C:計画を達成できていない D:計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

自己評価 : A

○平成30年度のKPIの実績:

- i) 生活習慣病予防健診受診率 41.2%、船員手帳健康証明書データ取得率 25.1%、被扶養者特定健診受診率 25.0%
- ii) 被保険者の特定保健指導実施率 8.4%、被扶養者の特定保健指導実施率 18.2%

【自己評価の理由】

i) 特定健康診査等の推進

- 生活習慣病予防健診の個人負担無料化、健診実施機関の拡充、巡回健診を活用した利便性の向上等により被保険者の健診受診率の向上を図った。
- 国土交通省とも協力し、関係団体に対し、船員手帳の健康証明データを船員保険部に提出するよう要請した。
- 自治体との連携、協会けんぽの支部との連携、巡回健診の活用等により被扶養者の健診受診率の向上を図った。

※ 被保険者の生活習慣病予防健診受診者数 14,998人(対前年度比1,044人増)

船員手帳健康証明書データ取得数 9,138件(対前年度比192件増)

被扶養者の特定健診受診者数 5,441人(対前年度比1,181人増)

健診実施機関数 365機関(対前年度比103機関増)

ii) 特定保健指導の実施率の向上

- 外部事業者の活用、運用方法の見直しに伴う初回面談の分割実施を効率的に行うことにより特定保健指導の実施率の向上を図った。

iii) 船舶所有者と協働した加入者の健康づくり

- 5社について「健康度カルテ」を作成し、情報提供を行った。
- 船種ごとの医療費や健診データの分析及び船舶所有者への個別訪問により、現状把握を行い、具体的な施策について検討を行った。

3. 船員保険

(2) 戦略的保険者機能関係

① データ分析に基づいた第2期船員保険データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画の着実な実施

iv) 加入者の健康増進等を図るための取組の推進

- 健診結果に基づくオーダーメイドの情報提供リーフレットを配布し、医療機関への受診、特定保健指導の利用勧奨の実効性を高めた。
- 問診で「喫煙している」と回答した加入者に慢性閉塞性肺疾患（COPD）に関するリーフレットを送付した。
- 実効性のある対策としてスマートフォンを活用したオンラインによる禁煙プログラムをトライアル実施した。
- メタボリックシンドローム対策、生活習慣病予防、メンタルヘルス対策をテーマとして出前健康講座を開催し、高い満足度、理解度を得た。
- 海上技術学校等の船員養成機関の学生を対象に、メンタルヘルス等を中心とした健康づくりに関する特別講義を実施し、高い理解度を得た。
- 3か所の港イベントへ協会けんぽ支部と共同で参加した。

※ 情報提供リーフレット送付者数 10,216人（うち医療機関への受診勧奨906人。31年2月末時点で14.1%が医療機関を受診（対前年度比0.4ポイント増））

禁煙リーフレット送付者数 5,681人

オンライン禁煙プログラム参加者数 17人 ⇒ 12人が禁煙成功（禁煙成功率70.6%）

出前健康講座年間で32回実施（参加者数1,271人）

船員養成機関8校で開催（参加学生数380人）

- KPIについて3項目を達成するとともに、第3期特定健康診査等実施計画記載の目標である加入者全体の健診実施率については、対前年度比5.2ポイント増となり、計画目標を0.8ポイント上回る50.8%を達成したことから、自己評価を「A」とする。

KPIの状況

・被保険者の生活習慣病予防健診受診率40%以上	41.2%（対前年度比3.4ポイント増）
・船員手帳健康証明データ取得率28%以上	25.1%（対前年度比0.9ポイント増）
・被扶養者の特定健診受診率20%以上	25.0%（対前年度比6.2ポイント増）
・被保険者の特定保健指導実施率18%以上	8.4%（対前年度比1.4ポイント増）
・被扶養者の特定保健指導実施率12%以上	18.2%（対前年度比1.9ポイント減）

3. 船員保険

(2) 戦略的保険者機能関係

① データ分析に基づいた第2期船員保険データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画の着実な実施

【事業計画の達成状況】

i) 特定健康審査等の推進

1) 受診券等の送付(事業報告書 P33)

○ 年度初めに生活習慣病予防健診の受診券と健診案内パンフレットを対象となる被保険者とその被扶養者の方にお送りした。

(30年度送付対象者:被保険者39,667人・その被扶養者20,984人、疾病任意継続被保険者2,980人・その被扶養者1,798人)

2) 生活習慣病予防健診の無料化等(事業報告書 P33)

○ 30年度から生活習慣病予防健診について一般健診・巡回健診の自己負担を無料とし、併せて総合健診の自己負担費用も大幅に減額するとともに、新たに前立腺がんの検査をオプション検査として追加した。

3) 健診実施機関等の拡充(事業報告書 P33)

○ 健康保険の生活習慣病予防健診実施機関や地方運輸局の指定を受け船員健康証明を行うことができる医療機関に対して、船員保険の生活習慣病予防健診及び特定保健指導委託契約の締結を進めた。

【生活習慣病予防健診等実施機関の契約状況】

※件数は各年度末時点

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
生活習慣病予防健診実施機関	204	213	244	262	365
総合健診実施機関	99	106	128	134	198
特定保健指導実施機関	84	87	99	101	151

4) 巡回健診を活用した利便性の向上(事業報告書 P34)

○ 漁業協同組合等を中心に健診車を使用した巡回健診を実施するとともに、被扶養者が利用しやすいように駅周辺等でも実施した。

【巡回健診実施状況】

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
実施回数	330回	352回	346回	338回	331回
受診者数	8,810人	8,656人	8,601人	8,531人	9,132人

3. 船員保険

(2) 戦略的保険者機能関係

① データ分析に基づいた第2期船員保険データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画の着実な実施

5) 健診未受診者への受診勧奨(事業報告書 P34)

○ 30年度の生活習慣病予防健診又は特定健康診査が未受診の加入者に対して、11月に受診勧奨を行った。その際、すでに船員手帳の健康証明を受けているため生活習慣病予防健診を受診する予定がない被保険者の方には、船員手帳の健康証明書の写しを提供いただくよう依頼した。(送付数:船舶所有者3,965、被保険者26,928人、被扶養者20,642人)

6) 船員手帳の健康証明書データの取得(事業報告書 P34)

○ 30年度においては、6月に3,034の船舶所有者に対し、生活習慣病予防健診を受診されなかった方の船員手帳の健康証明データの提供を依頼する文書を送付し、その後、8月と3月に文書による再依頼と電話による提出勧奨も行った。また、国土交通省に依頼し、国土交通省から船員手帳の健康証明データを全国健康保険協会船員保険部に提出するよう、関係団体宛に事務連絡を発出していた。

7) その他(事業報告書 P34)

○ 被扶養者の特定健康診査受診の利便性の向上を目的として、被扶養者が多く居住している自治体(むつ市、境港市、長門市、萩市)と連携し、がん検診と特定健康診査を同時に受診できるようにするとともに、協会けんぽの青森支部、兵庫支部、佐賀支部、大分支部が主催する集団健診に船員保険の被扶養者も受診できるようにし、受診案内を送付した。

ii) 特定保健指導の実施率の向上(事業報告書 P35)

○ 健診と併せて実施している健診機関に加えて、特定保健指導を全国で実施する外部事業者を活用し実施した。また、30年度から、健診当日に健診結果が揃わない場合でも、腹囲等から特定保健指導の対象と見込める者に対して初回面談の分割実施を行うことが可能となったことから、この初回面談の分割実施を効率的に実施するため、被保険者の健診受診率の約5割を占めている巡回健診実施時に保健師等を同行させ、特定保健指導を当日に行うことにより保健指導の実施者数の増加を図った。

3. 船員保険

(2) 戦略的保険者機能関係

① データ分析に基づいた第2期船員保険データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画の着実な実施

【生活習慣病予防健診を含む特定健診及び特定保健指導の実績(速報値)】(事業報告書 P36)

		28年度		29年度		30年度		29年度比較増減	
			実施率		実施率		実施率	受診者数	実施率
生活習慣病予防健診 (被保険者) 40～74歳		[対象者] 37,577人 [受診者] 13,893人	37.0%	[対象者] 36,940人 [受診者] 13,954人	37.8%	[対象者] 36,418人 [受診者] 14,998人	41.2%	1,044人	3.4%
船員手帳健康証明書 データ取得率 40～74歳		[対象者] 37,577人 [受診者] 10,633人	28.3%	[対象者] 36,940人 [受診者] 8,946人	24.2%	[対象者] 36,418人 [受診者] 9,138人	25.1%	192人	0.9%
生活習慣病予防健診 (被保険者) 35～39歳		[対象者] 4,572人 [受診者] 2,071人	45.3%	[対象者] 4,622人 [受診者] 2,110人	45.7%	[対象者] 4,692人 [受診者] 2,269人	48.4%	159人	2.7%
特定健康診査 (被扶養者) 40～74歳		[対象者] 23,366人 [受診者] 4,166人	17.8%	[対象者] 22,628人 [受診者] 4,260人	18.8%	[対象者] 21,791人 [受診者] 5,441人	25.0%	1,181人	6.2%
特定保健指導 (被保険者)	初回 面談	[対象者] 9,874人 (4,107人) ※2 [受診者] 806人	8.2% (19.6%) ※2	[対象者] 9,049人 (4,011人) ※2 [受診者] 1,011人	11.2% (25.2%) ※2	[対象者] 9,039人 [受診者] 1,338人	14.8%	327人	3.6%
	3か月後評価	605人	6.1% (14.7%) ※2	629人	7.0% (15.7%) ※2	762人	8.4%	133人	1.4%
特定保健指導 (被扶養者)	初回 面談	[対象者] 452人 [受診者] 73人	16.2%	[対象者] 407人 [受診者] 80人	19.7%	[対象者] 527人 [受診者] 97人	18.4%	17人	▲1.3%
	3か月後評価	48人	10.6%	82人	20.1%	96人	18.2%	14人	▲1.9%

※1) 特定健診については、当該年度末時点の年齢要件に該当する加入者(独立行政法人等職員被保険者を除く。)を「(対象者)」とし、当該年度中に受診した者を「(受診者)」としている。

※2)()内は、対象者数から、船員手帳健康証明書データ提供者を除いた人数及び実施率。

3. 船員保険

(2) 戦略的保険者機能関係

① データ分析に基づいた第2期船員保険データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画の着実な実施

iii) 船舶所有者と協働した加入者の健康づくり(事業報告書 P36)

- 船舶所有者の健康づくりに対する理解や意識を高め、船員の健康増進に積極的に取り組んでいただくきっかけとなるよう、健診結果データに基づいた船舶所有者ごとの「健康度カルテ」を作成し情報提供を行っており、30年度は、5社について作成し、個別訪問による情報提供を行った。
- また、コラボヘルスを推進するにあたって、30年度は、知見を有する外部の専門業者を活用しながら、船種ごとの医療費や健診データの分析及び船舶所有者16社への個別訪問による現状把握を行った。データ分析の結果からは、飲酒・喫煙・食事といった生活習慣の課題、個別訪問によるインタビュー結果からは、自社船員の健康課題が明確になっていない、船員の健康管理に十分な資源を投入できていない、などの現状が見えてきたことを踏まえ、翌年度以降の具体的な施策実施のための検討を行った。

iv) 加入者の健康増進を図るための取組の推進

1) 健診結果に応じたオーダーメイドの情報提供冊子の送付(事業報告書 P38)

- 生活習慣病予防健診等を受診しても健診結果を見ていない、又は覚えていないという受診者が多い現状を踏まえ、健診結果に基づくオーダーメイドの情報提供リーフレットを作成し、配付した。
- 30年度は、4つの健康リスク(①すみやかに受診が必要、②継続して受診が必要、③特定保健指導が必要、④生活習慣の改善が必要)に応じた情報提供リーフレットを、生活習慣病予防健診等を受診された方、又は船員手帳健康証明書データの提供があった方へ、30年9月から31年3月までの間に10,216人に配布した。
- このような取組の結果、医療機関への受診勧奨を行った906人のうち、31年2月末時点で14.1%にあたる128人が医療機関を受診した。

2) 禁煙支援に関する情報提供等(事業報告書 P39～40)

- 健診受診時の問診で「喫煙している」と回答された5,681人全員に、慢性閉塞性肺疾患(COPD)に関するリーフレットを送付するとともに、より実効性のある対策としてスマートフォンを活用したオンラインによる禁煙プログラムを17名の方にトライアル実施していただいた結果、6か月間のプログラム終了後12名の方が禁煙に成功した。(禁煙成功率は70.6%)
- 30年度の外部委託費用約0.8百万円に対し、禁煙による年間の1人当たり医療費削減額を5万円※と仮定すると、年間で0.6百万の医療費抑制効果が得られたことになる。

※ 厚生労働省科学研究費補助金(第3次対がん総合戦略研究事業)分担研究報告書「職域における効果的な禁煙支援法の開発と普及のための制度化に関する研究(平成18(2006)年4月)」を参考に仮定したもの。

3. 船員保険

(2) 戦略的保険者機能関係

① データ分析に基づいた第2期船員保険データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画の着実な実施

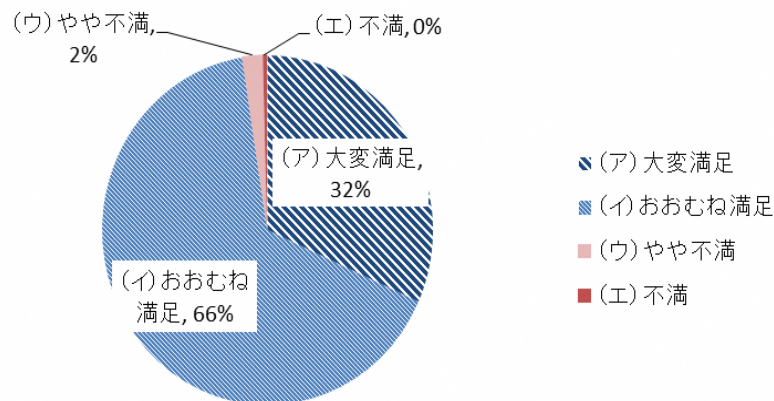
3) 出前健康講座(事業報告書 P40～41)

○ 船員が研修や会合等で集まる機会に保健師等を講師として派遣し、健康づくりに関する内容をテーマとした講習を行う出前健康講座について、船員災害防止協会のご協力もいただき、9月の労働安全衛生月間を中心に年間で32回実施し、合計1,271人の方に受講していただいた。講習のテーマは、メタボリックシンドローム対策、糖尿病、高血圧等の生活習慣病予防、メンタルヘルス対策とした。

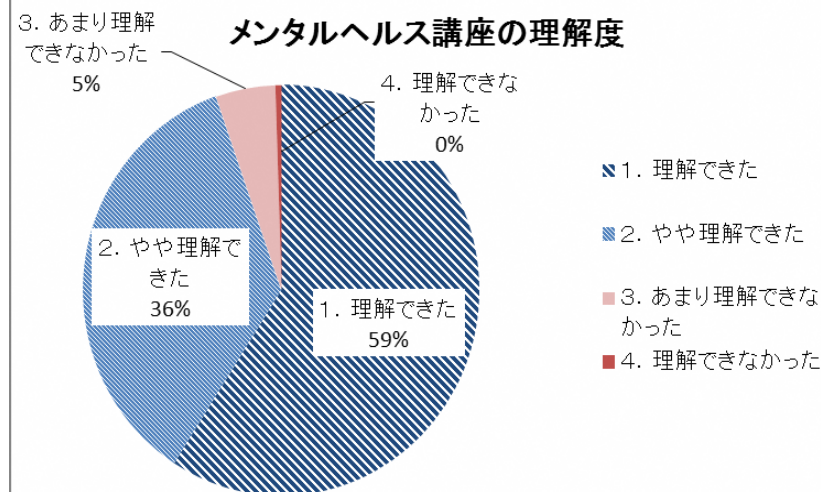
【出前健康講座実施状況】

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
実施回数	11回	32回	26回	25回	32回
参加人数	367人	1,526人	1,114人	1,265人	1,271人

出前健康講座の満足度 ※メンタル講座除く



メンタルヘルス講座の理解度



3. 船員保険

(2) 戦略的保険者機能関係

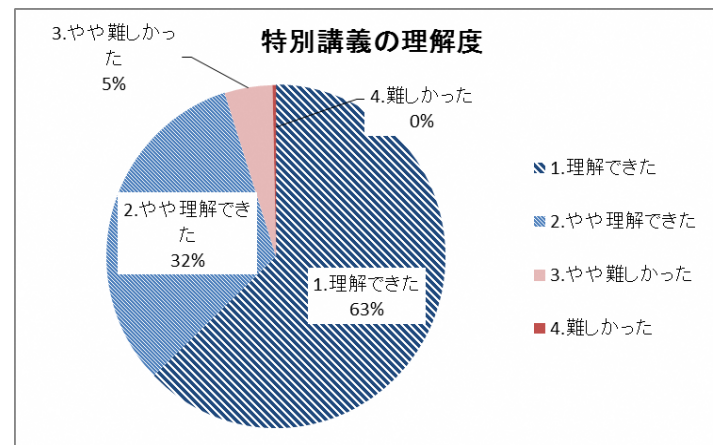
① データ分析に基づいた第2期船員保険データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画の着実な実施

4) 船員養成校での健康に関する特別講義の開催(事業報告書 P41)

○ 海上技術学校等の船員養成機関の学生を対象に、若年時からの健康意識の醸成を目的として、メンタルヘルス等を中心とした健康づくりに関する特別講義を計8校で実施し、380名の学生に参加いただいた。

【特別講義の実施状況】

開催場所	開催日	人数
小樽海上技術学校	平成30年10月30日	27人
宮古海上技術短期大学校	平成30年 11月 9日	44人
館山海上技術学校	平成30年11月21日	38人
口之津海上技術学校	平成30年11月26日	30人
唐津海上技術学校	平成30年12月5日	39人
海技大学校	平成31年 1月23日	27人
水産大学校	平成31年 1月31日	64人
清水海上技術短期大学校	平成31年 2月22日	111人



5) イベント(事業報告書 P42)

○ 直接、船員保険加入者と接する機会を活用し、健康づくりのための取組等の船員保険の活動を周知・アピールすることにより、健診の受診率向上や禁煙対策等につなげることを目的として、各地で開催されている港イベント等へ協会けんぽ支部と共同で参加した。

【港イベントの参加】

イベント名	日時	出展ブース	出展ブース来場者数	連携支部
姫路港ふれあいフェスティバル	平成30年7月16日	血管年齢測定	328人	兵庫支部
第23回萩・魚まつり	平成30年10月14日	血管年齢測定、肌年齢測定	399人	山口支部
第37回長崎さかな祭り	平成30年10月21日	血管年齢測定、肌年齢測定	381人	長崎支部

3. 船員保険

(2) 戦略的保険者機能関係

② 情報提供・広報の充実

事業計画

- 利用者の立場からわかりやすい、時宜を得た情報提供・広報を積極的かつ計画的に実施する。
- 幅広い広報を実施するため、船員保険制度の説明パンフレットを労働基準監督署や年金事務所等の関係機関に配置するとともに、日本年金機構と連携を図り、船舶所有者に送付する保険料納入告知書に船員保険事業のチラシを同封する。
- 船員保険の運営状況等について理解を深めていただくため、年に一度、加入者や船舶所有者等に「船員保険通信」を送付する。
- 関係団体の協力を得て、船員関係機関誌や海運関係機関誌等による情報提供を効果的に活用するなど、定期的かつ効率的な広報を実施する。
- ホームページにタイムリーな情報記事を掲載するほか、メールマガジンの利用者の拡大に努め、積極的かつ定期的な情報提供を行う。
- 平成30年8月に実施される70歳以上の高齢者に係る自己負担限度額の見直しについて周知する。

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】S:平成30年度計画(以下、「計画」という。)を大幅に上回る成果を得ている A:計画を上回る成果を得ている

B:計画を概ね達成している C:計画を達成できていない D:計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

自己評価 : A

【自己評価の理由】

- 閲覧機会の多い紙媒体を主たる媒体として、生活習慣病予防健診の無料化、70歳以上の高額療養費の自己負担限度額の変更に
ついて、重点的に周知、広報を行った。
- 船員保険制度の説明パンフレットを協会けんぽ支部の窓口、労働基準監督署、年金事務所、地方運輸局の窓口に設置するとともに、
毎月送付する納入告知書に船員保険の情報を盛り込んだチラシを同封した。
- 船員保険の運営状況、決算状況等を掲載した「船員保険通信」を全船舶所有者、全被保険者に送付した。
- 新たに業界紙2紙に定期的に広報を掲載するとともに、関係団体の機関誌等に船員保険の広報を掲載した。(9機関誌、延べ62件掲
載)
- ホームページに生活習慣病予防健診の無料化などの時宜を得た情報を掲載した。
※ 健康診断に関するページへのアクセス数:対前年度5,488件の増加
- メールマガジンについては、会員登録の簡略化などを行った結果、会員数は30年3月末から12.2%増加し、31年3月末現在で662人と
なった。
- 加入者等のニーズに応じた情報提供、広報を着実に実施したほか、メールマガジンの会員数を10%以上増加させるなどしたことか
ら、自己評価は「A」とする。

3. 船員保険

(2) 戦略的保険者機能関係

② 情報提供・広報の充実

【事業計画の達成状況】(事業報告書 P42～47)

- 新たに船員保険制度に加入された方等への情報提供を目的として、船員保険制度の概要や利用手続き等について説明したパンフレット「船員保険のご案内」を作成し、協会けんぽ支部の窓口や関係機関の窓口に設置していただいた。
- 日本年金機構と連携を図り、日本年金機構から船舶所有者に毎月送付する保険料納入告知書に、船員保険に関する様々な情報を盛り込んだチラシ「船員保険丸」を同封し、船舶所有者に時宜を得た情報提供を行った。
- 船員保険に加入された方に船員保険についてご理解いただくため、給付内容等について説明した、保険証と一緒に携帯できる大きさのリーフレット「船員保険のしおり」を、保険証を送付する際に同封した。
- 加入者の方や船舶所有者に船員保険を身近に感じていただくため、船員保険の運営状況や決算状況等を記載したリーフレット「船員保険通信」を毎年度作成しており、30年度も10月にすべての被保険者及び船舶所有者に送付した。
- 関係団体の皆様にご協力をいただき、9つの機関誌に延べ62件掲載していただいたほか、30年度は日本海事新聞、水産経済新聞に定期的に「健診無料化」と「保養事業の推進」について広報を掲載した。

「船員保険のご案内」

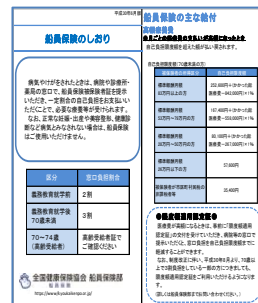
- 《配布内訳》
- ・協会けんぽ支部
約 2,100部
 - ・労働基準監督署
約 5,500部
 - ・年金事務所
約 3,100部
 - ・地方運輸局等
約 8,600部
 - ・合計
約19,300部



「船員保険丸」 ・年12回配布



「船員保険のしおり」 《配布枚数》 ・約44,000枚



「船員保険通信」 《配布内訳》

- ・被保険者
約58,600部
- ・船舶所有者
約4,400部
- ・合計
約63,000部



- ホームページの30年度の総アクセス件数は941,578件(月平均で約78,500件)であり、船員保険制度の内容や利用方法を説明した「船員保険ガイド」が全体の約58%を占め、その中でも、具体的な場面ごとにおける船員保険の利用方法を説明した「こんなときどうする」のアクセス件数が最多であった。
- メールマガジンは、毎月第3営業日を配信日として、折々における船員保険の取組、各種事務手続きや健康づくりに関する情報をお届けした。登録件数の拡大に向けては、船員保険部で使用する封筒や「船員保険通信」に、メールマガジン登録フォームに繋がる二次元バーコードを掲載するなどした結果、30年度中に72人(30年3月末から12.2%増)の新規登録があり、会員数は31年3月末現在で662人となった。

3. 船員保険

(2) 戦略的保険者機能関係

③ジェネリック医薬品の使用促進

事業計画

- ジェネリック医薬品の更なる使用促進に向けた広報を強化する。また、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減効果等を通知するサービスについては、年2回の通知を継続し、通知対象者の一層の拡大を図る。

【KPI】

- ジェネリック医薬品使用割合を76.2%以上とする

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】S:平成30年度計画(以下、「計画」という。)を大幅に上回る成果を得ている A:計画を上回る成果を得ている

B:計画を概ね達成している C:計画を達成できていない D:計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

自己評価 : S

- 平成30年度のKPIの実績:ジェネリック使用割合 81.0%

【自己評価の理由】

- ジェネリック医薬品軽減額通知の送付、ジェネリック医薬品希望シールの配布を行ったほか、関係団体の機関誌等を活用してジェネリック医薬品に関する広報を実施した。
- 軽減額通知サービスは、通知対象者を拡大し27,874人の方に送付した。
※切り替え率:約23%。単純推計による年間効果額:約1億1,752万円(実施コスト:約840万円)
- ジェネリック医薬品使用割合は31年3月診療分で81.0%(調剤レセプトのみを対象とした使用割合)。
- KPIを達成したことに加え、医療保険全体の平均使用割合よりも高く、また、軽減額通知について実施コストを大幅に上回る効果額が得られたことから、自己評価は「S」とする。

3. 船員保険

(2) 戦略的保険者機能関係

③ジェネリック医薬品の使用促進

<ジェネリック医薬品軽減額通知サービスの軽減効果額等一覧>

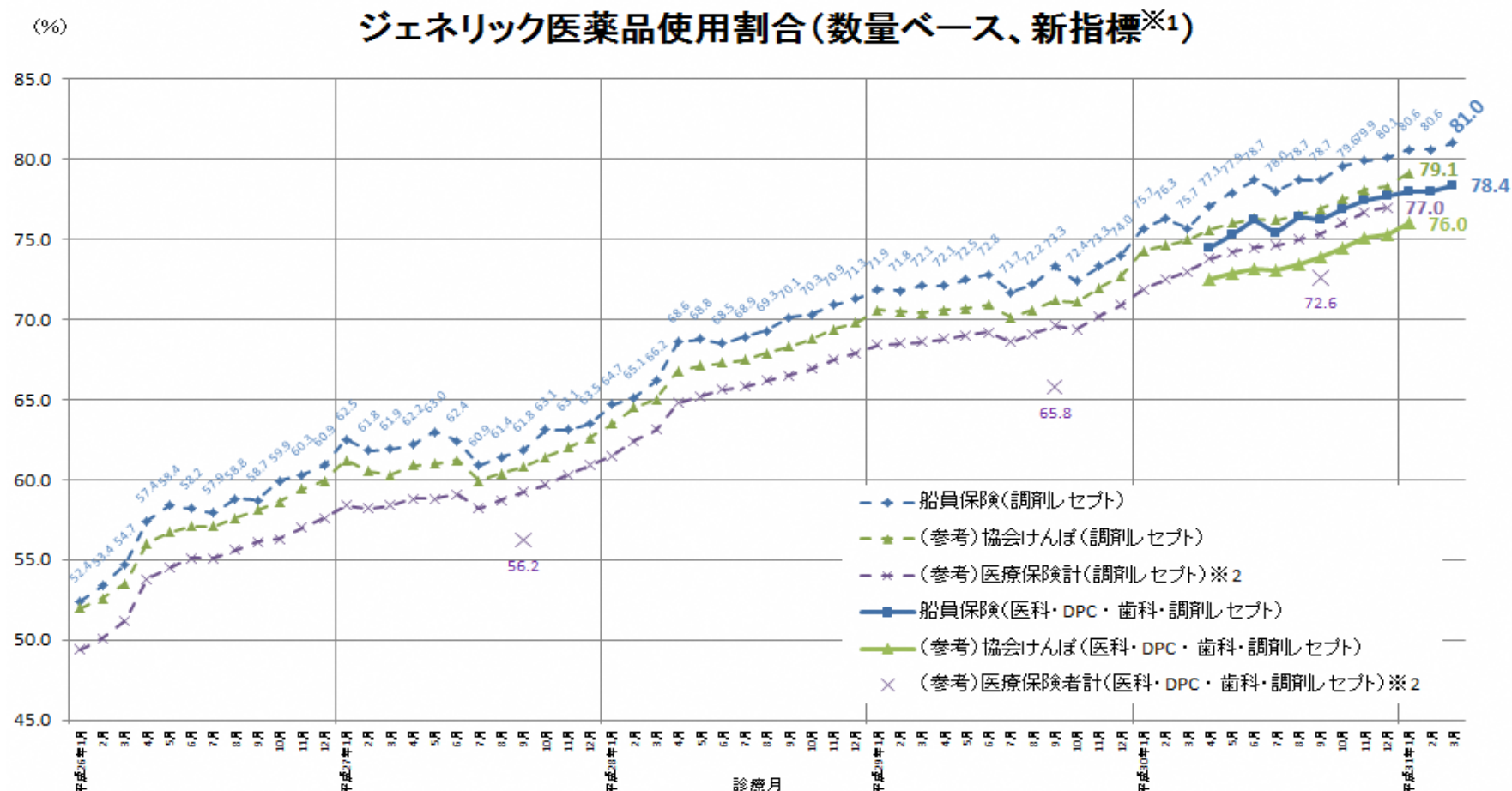
年度	通知対象条件 ※前年度との主な変更点	コスト	送付時期 通知者数	軽減効果人数 (切替率)	軽減効果額／月 (1人当たり軽減額)	軽減効果額／年 ※1	
24年度	➤ 25歳以上の加入者 ➤ 医療レセプト300円/月以上 ➤ 調剤レセプト300円/月以上	約306万円	24年11月 2,843人	687人 (24.2%)	約100万円 (約1,439円)	約1,200万円	
25年度	➤ 25歳以上の加入者 ➤ 医療レセプト300円/月以上 ➤ 調剤レセプト100円/月以上 ※ 調剤レセプトの基準額を100円/月以上に引き下げ ※ 2回目通知は1回目通知の未切替者を実施	約873万円	【1回目】 25年10月 5,779人	1,256人 (21.7%)	約175万円 (約1,396円)	約1,444万円	【25年度計】 約3,249万円
			【2回目】 26年3月 2,606人	846人 (32.5%)	約150万円 (約1,778円)	約1,805万円	
26年度	➤ 25歳以上の加入者 ➤ 医療レセプト300円/月以上 ➤ 調剤レセプト100円/月以上 ※ 1回目は2か月分、2回目は1か月分のレセプトから対象者を抽出	約1,060万円	【1回目】 26年9月 7,872人	2,018人 (26.3%)	約376万円 (約1,863円)	約4,510万円	【26年度計】 約7,540万円
			【2回目】 27年2月 6,065人	1,531人 (25.2%)	約252万円 (約1,649円)	約3,030万円	
27年度	➤ 20歳以上の加入者 ➤ 医療レセプト300円/月以上 ➤ 調剤レセプト100円/月以上 ※ 1回目・2回目ともに2か月分レセプトから対象者を抽出 ※ 通知対象年齢を20歳以上に引き下げ ※ 精神疾患に係る医薬品と通知対象医薬品を両方服用 する場合は、通知対象医薬品のみ通知を実施	約1,076万円	【1回目】 27年9月 9,485人	2,388人 (25.2%)	約439万円 (1,838円)	約5,268万円	【27年度計】 約1億948万円
			【2回目】 28年3月 9,404人	2,651人 (28.2%)	約473万円 (1,786円)	約5,680万円	
28年度	➤ 20歳以上の加入者 ➤ 医療レセプト300円/月以上 ➤ 調剤レセプト100円/月以上 ※ 1回目・2回目ともに3か月分のレセプトから対象者を抽出	約1,142万円	【1回目】 28年8月 14,288人	3,630人 (25.4%)	約583万円 (1,806円)	約6,995万円	【28年度計】 約1億2,806万円
			【2回目】 29年2月 10,280人	2,633人 (25.6%)	約484万円 (1,839円)	約5,811万円	
29年度	➤ 20歳以上の加入者 ➤ 医療レセプト300円/月以上 ➤ 調剤レセプト100円/月以上 ※ 1回目・2回目ともに4か月分のレセプトから対象者を抽出	約1,234万円 [※]	【1回目】 29年8月 14,703人	3,741人 (25.4%)	約689万円 (1,843円)	約8,272万円	【29年度計】 約1億6,304万円
			【2回目】 30年2月 12,709人	3,954人 (31.1%)	約669万円 (1,693円)	約8,032万円	
30年度	➤ 20歳以上の加入者 ➤ 医療レセプト300円/月以上 ➤ 調剤レセプト50円/月以上 ※ 1回目・2回目ともに3か月分のレセプトから対象者を抽出	約840万円	【1回目】 30年9月 15,592人	3,511人 (22.5%)	約510万円 (1,455円)	約6,129万円	【30年度計】 約1億1,752万円
			【2回目】 31年3月 12,282人	3,032人 (24.7%)	約469万円 (1,545円)	約5,623万円	
30年度までの合計		約6,594万円	123,708人	31,878人(25.8%)	約5,369万円 (1,684円)	約6億3,799万円	

※ 軽減効果額(月)×12か月(単純推計)

3. 船員保険

(2) 戦略的保険者機能関係

③ジェネリック医薬品の使用促進



※1 「新指標」とは、〔後発医薬品の数量〕／〔〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕+〔後発医薬品の数量〕〕で算出している。医薬品の区分は、厚生労働省「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」による。

※2 医療保険計(公費負担医療を含む)は厚生労働省調べ。

※3 後発医薬品の収載月(6月と12月)には、後発医薬品が初めて収載される先発医薬品があると、算出式の分母の対象となる先発医薬品が増えることにより、新指標による後発医薬品割合が低くなることもある。

3. 船員保険

(2) 戦略的保険者機能関係

③ジェネリック医薬品の使用促進

【事業計画の達成状況】

i) ジェネリック医薬品軽減額通知(事業報告書 P48～49)

- 30年度は、通知条件を医科レセプト300円以上、調剤レセプト50円以上(29年度までは医科レセプト300円以上、調剤レセプト100円以上)、とし、1回目のお知らせとして30年9月に15,592人に、2回目のお知らせとして31年3月に12,282人に、それぞれ送付した。
- このような取組の結果、30年9月時点では1回目通知を送付した方のうち22.5%に当たる3,511人の方が、また、31年4月時点では2回目通知を送付した方のうち、24.7%に当たる3,032人の方がジェネリック医薬品に切り替えていただいたことから、単純推計すると年間約118百万円の財政効果が得られたことになる。

ii) シールの作成・配布(事業報告書 P49)

- ジェネリック医薬品の使用を促進するためのツールとして、保険証やお薬手帳に貼りつけて使用することができるジェネリック医薬品希望シールを作成し、保険証の新規交付時やジェネリック医薬品軽減額通知に同封して約73,000枚を配布するなどの取組を行ったほか、船員保険の活動内容を広く発信する取組の一環として、地方自治体等が開催する港イベント等に参加した際にもジェネリック医薬品希望シールを配布した。